



IFRS[®]

Sustainability

2022年3月

公開草案

IFRS[®] サステナビリティ開示基準

IFRS S2号「気候関連開示」[案]

付録B 産業別開示要求

B45巻一風力技術及びプロジェクト開発業者

コメント期限：2022年7月29日

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」〔案〕

付録 B 産業別開示要求

B45 巻－風力技術及び
プロジェクト開発業者

コメント期限：2022年7月29日

This industry from Appendix B Industry-based disclosure requirements accompanies the Exposure Draft ED/2022/S2 *Climate-related Disclosures* (published March 2022; see separate booklet). It is published by the International Sustainability Standards Board (ISSB) for comment only. Comments need to be received by 29 July 2022 and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at <https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidence. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data. If you would like to request confidentiality, please contact us at commentletters@ifrs.org before submitting your letter.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation (Foundation) expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at permissions@ifrs.org.

Copies of ISSB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or visiting our shop at <https://shop.ifrs.org>.

This Japanese translation of the Exposure Draft *Climate-related Disclosures* and related material contained in this publication has not been approved by the Review Committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is the copyright of the IFRS Foundation.

The Foundation has trade marks registered around the world (Marks) including ‘IAS®’, ‘IASB®’, the IASB® logo, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the IFRS® logo, ‘IFRS for SMEs®’, the IFRS for SMEs® logo, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, the ‘Hexagon Device’, ‘NIIF®’ and ‘SIC®’. Further details of the Foundation’s Marks are available from the Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company (Company number: FC023235) with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS S2 号「気候関連開示」[案]

付録 B 産業別開示要求

B45 巻－風力技術及び
プロジェクト開発業者

コメント期限：2022 年 7 月 29 日

付録 B 産業別開示要求のうちの本産業は、公開草案 ED/2022/S2「気候関連開示」（2022年3月公表、別冊参照）に付随するものである。本付録は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表したものである。コメントは、2022年7月29日までに到着する必要があるため、commentletters@ifrs.orgへの電子メール又は<https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/>からオンラインで提出されたい。

すべてのコメントは公開の記録に記載され、回答者が秘密扱いの要求をしない限り、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。機密保持に関する要望がある場合は、コメント・レターを提出される前にcommentletters@ifrs.orgまでご連絡いただきたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、当審議会及びIFRS財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む）に関するものであれ、拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

© 2022 SASB, part of Value Reporting Foundation.

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団のpermissions@ifrs.orgに連絡されたい。

当審議会の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.orgへの電子メール又は当財団のショップ<https://shop.ifrs.org>への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれている公開草案IFRS S2号「気候関連開示」の日本語訳は、IFRS財団が指名したレビュー委員会による承認を経していない。当該日本語訳はIFRS財団の著作物である。

当財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、「IAS®」、「IASB®」、IASB® ロゴ、「IFRIC®」、「IFRS®」、IFRS® ロゴ、「IFRS for SMEs®」、IFRS for SMEs® ロゴ、「International Accounting Standards®」、「International Financial Reporting Standards®」、「Hexagon Device」、「NIIF®」及び「SIC®」がある。当財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて当財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

はじめに

本巻は、*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]の付録 B の一部であり、本基準[案]の不可欠な一部である。本巻は、本基準 [案] の他の部分と同じ権威を有する。

本巻は、特定のビジネスモデル、経済活動、及び産業への参加により特徴付けられる他の一般的な特徴に関連する、企業の重大な (**significant**) 気候関連のリスク及び機会に関連する情報を識別、測定及び開示するための要求事項を示している。

産業別開示要求は、**SASB** スタンダードに由来している (*IFRS S2* 号「気候関連開示」[案]B10 項から B12 項を参照)。B11 項に記載されている **SASB** スタンダードの修正は、参照を容易にするためにマークアップされている。新しい文章には下線が、削除された文章には取り消し線が引かれている。また、**SASB** スタンダードで使用されている指標コードも、参照を容易にするために、該当する場合には記載されている。本巻に含まれる産業別開示要求に関する追加の背景 (構造及び用語、適用並びに例示などを含む) については、付録 B の B3 項から B17 項を参照されたい。

風力技術及びプロジェクト開発業者

産業に関する記述

「風力技術及びプロジェクト開発業者」産業には、風力タービン、ブレード、タワー及び風力発電システムのその他のコンポーネントを製造する企業が含まれる。風力エネルギープロジェクトの開発、建設及び管理をする企業もまた、この産業の範囲に含まれる。製造業者はまた、販売後のメンテナンス及びサポートサービスを提供することもある。タービンは陸上又は海上に設置することができ、風力発電の能力に違いを生じさせたり、それぞれの種類の設置についてプロジェクト開発に困難を生じさせたりすることがある。ほとんどの主要な風力技術企業はグローバルにオペレーションを行っている。

サステナビリティ開示トピック及び指標

表 1. サステナビリティ開示トピック及び指標

トピック	指標	カテゴリ	測定単位	コード
材料効率	上位 5 つの消費材料（重量）	定量	メートルトン(t)	RR-WT-440b.1
	風力タービンのクラス別のタービン容量当たりの平均トップヘッド質量	定量	定量メガワット(t/MW) 当たりのメートルトン	RR-WT-440b.2
	風力タービン設計の材料効率を最適化するアプローチの記述	説明及び分析	該当なし	RR-WT-440b.3

表 2. 活動指標

活動指標	カテゴリ	測定単位	コード
風力タービンのクラス別の風力タービンの納入数 ⁷⁸	定量	数	RR-WT-000.A
風力タービンのクラス別の納入された風力タービンの総容量 ⁷⁹	定量	メガワット (MW)	RR-WT-000.B

⁷⁸ RR-WT-000.A に関する注記 - 風力タービンのクラスは、国際電気標準会議の「IEC 61400-1、Edition 3.0—Design requirements」によって定義される。風力タービンのクラスは、タービンの定格によって決定しなければならない。

⁷⁹ RR-WT-000.B に関する注記 - 風力タービンのクラスは、国際電気標準会議の「IEC 61400-1、Edition 3.0—Design requirements」によって定義される。風力タービンのクラスは、タービンの定格によって決定しなければならない。

IFRS S2 号「気候関連開示」[案] の付録 B

活動指標	カテゴリー	測定単位	コード
タービンの受注残 ⁸⁰	定量	報告通貨	RR-WT-000.C
タービン受注残の総容量 ⁸¹	定量	メガワット (MW)	RR-WT-000.D

⁸⁰ RR-WT-000.C に関する注記- タービンの受注残は、受注残の既存の公開開示と一貫するように、企業によって定義される。タービンの受注残には、オペレーション及び保守契約、又はその他のサービス契約に起因する残額は除外する。

⁸¹ RR-WT-000.D に関する注記 - タービンの受注残は、受注残の既存の公開開示と一貫するように、企業によって定義される。タービンの受注残には、オペレーション及び保守契約、又はその他のサービス契約に起因する残額は除外する。

材料効率

トピックサマリー

「風力技術及びプロジェクト開発者」産業の長期的な成功は、他のエネルギー源と比較して低コストでエネルギーを生産できるかどうかにか依存する。鉄鋼及びその他の材料の購入は、タービンの最大のコスト要素の一つであり、鉄鋼等のインプットは過去に大きな価格変動があった。近年、風力タービンは、タワーの高さ及びローターの掃引面積の双方の点でサイズを大きくして、エネルギー出力を改善し、より多くの地域で風力エネルギーを生産する可能性を高めている。この拡張を費用対効果の高い方法で達成するために、企業は革新的な方法を採用して、材料をより効率的に使用しながらタービン出力を増やすことができる。これは、業界の規模拡大に加え、企業の競争力及び市場シェア、生産コスト並びに原材料の供給及び価格の変動に関連するオペレーショナル・リスクに影響を及ぼす可能性がある。

指標

RR-WT-440b.1.上位5つの消費材料（重量）

- 1 企業は、以下の各風力タービンクラスについて、報告期間中に納入された風力タービンで最も多く消費された5つの材料の重量をメートルトン単位で開示しなければならない。
- 2 開示の範囲には、ナセル、ブレード及びタワーなど、最終的に納入されたタービンの材料の重量を含み、生産（例えば、廃棄物）、貨物、保管及び設置（例えば、基礎）時に消費される材料の重量は除外する。
- 3 材料には、アルミニウム、炭素繊維、銅、ガラス繊維、鉄、又は鋼を含むが、これらに限定されない。
- 4 企業は、風力タービンクラス別に、最も多く消費された5つの材料の重量を開示する場合がある。
 - 4.1 風力タービンのクラスは、国際電気標準会議（IEC）の「IEC 61400-1、Edition 3.0—Design requirements」によって定義される。
 - 4.1.1 IEC 風力タービンクラス I
 - 4.1.2 IEC 風力タービンクラス II
 - 4.1.3 IEC 風力タービンクラス III
 - 4.1.4 IEC 風力タービンクラス IV
 - 4.1.5 IEC 風力タービンクラス S
 - 4.1.6 乱流特性
 - 4.1.7 混合クラス（例えば、IEC 風力タービンクラス I/II）
 - 4.1.8 陸上
 - 4.1.9 洋上

- 5 企業は、重大な (significant) 材料コスト、サプライチェーンのリスク、又は価格変動にさらされる場合のある追加の材料の重量を開示する場合がある。

RR-WT-440b.2. 風力タービンのクラス別のタービン容量当たりの平均トップヘッド質量

- 1 企業は、以下の各風力タービンのクラスについて、報告期間中に納入されたタービンのタービン容量当たりの平均トップヘッド質量について、風力タービンのクラス当たりのタービンの納入数によって加重して開示しなければならない。
 - 1.1 風力タービンのクラスは、国際電気標準会議の「IEC 61400-1, Edition 3.0—Design requirements」によって定義する。
 - 1.1.1 IEC 風力タービンクラス I
 - 1.1.2 IEC 風力タービンクラス II
 - 1.1.3 IEC 風力タービンクラス III
 - 1.1.4 IEC 風力タービンクラス IV
 - 1.1.5 IEC 風力タービンクラス S
- 2 風力タービンのクラスは、タービンの定格によって決定しなければならない。
- 3 タービン容量当たりの平均トップヘッド質量は、メートルトン単位のトップヘッドの質量について、メガワット (MW) 単位のタービン容量で除して計算しなければならない。
 - 3.1 トップヘッドには、タービンのナセル及びタービンのローターを含まなければならない。
 - 3.2 トップヘッドからブレードを除外しなければならない。
 - 3.3 タービン容量は、風力タービンの最大出力 (発電) と定義される定格タービン容量であり、メガワット (MW) 単位で表され、「銘板容量 (nameplate capacity)」とも呼ばれる。
- 4 企業は、以下を含む追加の風力タービンのクラスのパフォーマンスを開示する場合がある。
 - 4.1 乱流特性
 - 4.2 混合クラス (例えば、IEC 風力タービンクラス I/II)
 - 4.3 陸上
 - 4.4 洋上

RR-WT-440b.3. 風力タービン設計の材料効率を最適化するアプローチの記述

- 1 企業は、以下を最適化するための設計上の考慮事項及び材料の選択を含む風力タービンの材料効率を改善するためのアプローチについて記述しなければならない。
 - 1.1 消費する材料の量
 - 1.2 消費する材料別の容量及び容量係数
 - 1.3 寿命

- 2 開示の範囲には、風力タービンの材料の選択及び変更、並びに風力タービンの材料効率を向上させる可能性のあるオペレーション統制ソフトウェア（例えば、SCADA システム）を含まなければならない。
 - 2.1 材料の選択には、材料の選択における優先順位、材料のイノベーション及び開発の重視、材料のリスク評価、並びに材料の消費に関する目的を含むが、これらに限定されない。
 - 2.2 風力タービンの設計の変更には、タービンの重量又はタワーの重量の削減による材料消費削減に関する設計上のイノベーション、材料消費に対してタービンの容量又は設備利用率（capacity factor）を上げる設計上のイノベーション、タービン製造時に生み出す廃棄物を減らす戦略、及び風力タービンの設置時に消費する材料（例えば、基礎）を削減するための設計を含むが、これらに限定されない。